

発議第1号

熊本市議会委員会条例の一部改正について

地方自治法第112条及び熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により、
熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和5年3月15日提出

熊本市議会議員	大 畠 澄 雄
同	井 本 正 広
同	津 田 征 士 郎
同	田 中 誠 一
同	澤 田 昌 作
同	高 本 一 臣
同	坂 田 誠 二
同	三 島 良 之
同	大 石 浩 文
同	小 佐 井 賀 瑞 宜
同	藤 永 弘
同	西 岡 誠 也
同	福 永 洋 一

熊本市議会議長 原 亨 様

熊本市議会委員会条例の一部を改正する条例

熊本市議会委員会条例（平成25年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表厚生委員会の項所管事項の欄中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) こども局の所管に属する事項

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提出理由）

熊本市事務分掌条例（昭和46年条例第36号）の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項に関する規定を整備するため、所要の改正を行うものである。